

胃がん検診精度管理調査検診実施機関評価基準

◆1 評価基準

内容	項目	番号
1. 受診者への説明	(1)要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを事前に明確に知らせているか	1
	(2)精密検査の方法や内容について説明しているか	2
	(3)精密検査の結果の市町村への報告などの個人情報の取り扱いについて、受診者に対し十分な説明を行っているか	3
2. 問診及び撮影の精度管理	(1)検診項目は、問診及び胃部X線検査としているか	4
	(2)問診は現在の病状、既往歴、家族歴、過去の検診の受診状況等を聴取しているか	5
	(3)問診記録は少なくとも5年間は保存しているか	6
	(4)撮影機器の種類（直接・間接・DR撮影、イメージ・インテンシファイア(I.I.)方式等）を明らかにしているか 原則として間接撮影で、10×10cm以上のフィルムでI.I.方式とする	7
	(5)撮影枚数は最低7枚としているか	8
	(6)撮影の体位及び方法は日本消化器がん検診学会の方式によるものとしているか	9
	(7)造影剤の使用に当たっては、その濃度を適切に（180～220W/V%の高濃度バリウム、120～150mlとする）保つとともに、副作用等の事故に注意しているか	10
	(8)撮影技師は撮影に関して、日本消化器がん検診学会による研修を修了しているか	11
	(9)撮影技師の全数と、日本消化器がん検診学会認定技師数を報告しているか	12
3. 読影の精度管理	(1)読影に従事する医師は、読影医全数と日本消化器がん検診学会認定医数を報告しているか	13
	(2)読影は、原則として2名以上の医師によって行っているか（うち一人は日本消化器がん検診学会認定医とする） その結果に応じて過去に撮影したX線写真と比較読影しているか	14
	(3)X線写真は少なくとも3年間は保存しているか	15
	(4)検診結果は少なくとも5年間は保存しているか	16
4. システムとしての精度管理	(1)精密検査結果及び治療結果の報告を、精密検査実施機関から受けているか	17
	(2)診断のための検討会や委員会（第三者の胃がん専門家を交えた会）を設置しているか	18
	(3)都道府県がプロセス指標（受診率、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度）に基づく検討ができるようデータを提出しているか	19
	(4)実施主体へのがん検診の集計・報告は、老人保健事業報告に必要な項目で集計しているか	20

◆2 評価方法

「胃がん検診のためのチェックリスト【検診機関】」のチェック項目20項目中、基準を満たしている度合いで次の分類とする。

- A. 「基準」を全て満たしている。
- B. 「基準」を一部満たしていない。（1～4項目満たしていない。）
- C. 「基準」を相当程度満たしていない。（5～9項目満たしていない。）
- D. 「基準」から極めて大きく逸脱している。（10項目以上満たしていない。）
- E. 提出がない。